

職業実践専門課程等の基本情報について

学校名		設置認可年月日		校長名		所在地		
静岡福祉医療専門学校		平成10年3月23日		中村 徹		〒 422-8061 (住所) 静岡市駿河区森下町4-25 (電話) 054-280-0173		
設置者名		設立認可年月日		代表者名		所在地		
学校法人中村学園		昭和47年4月10日		理事長 中村 徹		〒 420-0494 (住所) 静岡市葵区与一五丁目3-25 (電話) 054-271-5700		
分野	認定課程名	認定学科名		専門士認定年度	高度専門士認定年度	職業実践専門課程認定年度		
教育・社会福祉	専門課程	総合福祉学科		平成17(2005)年度	-	平成26(2014)年度		
学科の目的	急速な少子・高齢化が進展するなか、複雑化・多様化・高度化する福祉・介護ニーズに対応できる中核的人材として、1年以上の実務経験を経て、高齢者、障害者、児童、生活困弱者など、福祉界全ての分野において活躍できる総合的な相談援助の力量を持つ福祉介護職を育成することを目的とする。							
学科の特徴(取得可能な資格、中退率等)	介護福祉士(卒業時受験資格取得)、社会福祉主事任用資格(卒業時取得)、社会福祉士受験資格(卒業後実務1年にて取得)、ビジネス能力検定試験、社会人常識マナー検定							
修業年限	昼夜	全課程の修了に必要な総授業時数又は総単位数		講義	演習	実習	実験	実技
3年	昼間	※単位時間、単位いずれかに記入	3,350 単位時間	2,310 単位時間	360 単位時間	680 単位時間	0 単位時間	0 単位時間
		単位	単位	単位	単位	単位	単位	単位
生徒総定員	生徒実員(A)	留学生数(生徒実員の内数)(B)		留学生割合(B/A)	中退率			
80 人	32 人	0 人		0 %	5 %			
就職等の状況	■卒業者数(C) : 13 人							
	■就職希望者数(D) : 13 人							
	■就職者数(E) : 13 人							
	■地元就職者数(F) : 13 人							
	■就職率(E/D) 100 %							
	■就職者に占める地元就職者の割合(F/E) 100 %							
	■卒業者に占める就職者の割合(E/C) 100 %							
	■進学者数 0 人							
	■その他							
	(令和 7 年度卒業者に関する令和 7 年 5 月 1 日時点の情報)							
■主な就職先、業界等 (令和7年度卒業生) 社会福祉協議会、特別養護老人ホーム、障害者支援施設、就労継続支援B型								
第三者による学校評価	■民間の評価機関等から第三者評価: ※有の場合、例えば以下について任意記載			無				
	評価団体:			受審年月:		評価結果を掲載したホームページURL		
当該学科のホームページURL	https://www.can.ac.jp/fukushi/department/welfare/							
企業等と連携した実習等の実施状況(A、Bいずれかに記入)	(A:単位時間による算定)							
	総授業時数				3,350 単位時間			
	うち企業等と連携した実験・実習・実技の授業時数				680 単位時間			
	うち企業等と連携した演習の授業時数				0 単位時間			
	うち必修授業時数				680 単位時間			
	うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の授業時数				680 単位時間			
	うち企業等と連携した必修の演習の授業時数				0 単位時間			
	(うち企業等と連携したインターンシップの授業時数)				0 単位時間			
	(B:単位数による算定)							
	総単位数				0 単位			
	うち企業等と連携した実験・実習・実技の単位数				単位			
	うち企業等と連携した演習の単位数				単位			
	うち必修単位数				単位			
	うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の単位数				単位			
	うち企業等と連携した必修の演習の単位数				単位			
	(うち企業等と連携したインターンシップの単位数)				単位			
教員の属性(専任教員について記入)	① 専修学校の専門課程を修了した後、学校等においてその担当する教育等に従事した者であって、当該専門課程の修業年限と当該業務に従事した期間とを通算して六年以上となる者 (専修学校設置基準第41条第1項第1号)				3 人			
	② 学士の学位を有する者等 (専修学校設置基準第41条第1項第2号)				0 人			
	③ 高等学校教諭等経験者 (専修学校設置基準第41条第1項第3号)				0 人			
	④ 修士の学位又は専門職学位 (専修学校設置基準第41条第1項第4号)				0 人			
	⑤ その他 (専修学校設置基準第41条第1項第5号)				1 人			
	計				4 人			
	上記①～⑤のうち、実務家教員(分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者を想定)の数				4 人			

1.「専攻分野に関する企業、団体等(以下「企業等」という。)との連携体制を確保して、授業科目の開設その他の教育課程の編成を行っていること。」関係

(1)教育課程の編成(授業科目の開設や授業内容・方法の改善・工夫等を含む。)における企業等との連携に関する基本方針

専修学校 専門課程の教育課程の編成を行うにあたり、関係機関・団体等の要請を十分に活かしつつ、当該専修学校 専門課程の専攻分野に関する職業に必要な実践的かつ専門的な能力を育成するために設置する。
職業に必要な実践的かつ専門的な能力を育成することを目的として、少子高齢社会時代の介護を担う学生たちが実際に働く現場を知るにあたり、ボランティア活動や実習を活用する。

(2)教育課程編成委員会等の位置付け

※教育課程の編成に関する意思決定の過程を明記

「委員会」は、専修学校 専門課程の教育課程の編成を行うにあたり、関係機関・団体等の要請を十分に活かしつつ、当該専修学校 専門課程の専攻分野に関する職業に必要な実践的かつ専門的な能力を育成するために設置する。

「委員会」では、毎回分野ごとの部会を設け、全教員が参加して意見交換を行う。委員から頂戴した意見は、学科会議において精査し、教育内容(カリキュラム編成、教科書選定、シラバス及びコマシラバス作成、教材作成、授業の運営等)に反映していく。

(3)教育課程編成委員会等の全委員の名簿

令和8年4月1日現在

名 前	所 属	任期	種別
中村 徹	学校法人中村学園 理事長 静岡福祉医療専門学校 校長	令和7年4月01日～ 令和9年3月31日(2年)	—
有賀 浩	静岡福祉医療専門学校 副校長	令和7年4月01日～ 令和9年3月31日(2年)	—
鈴木 ほまれ	静岡福祉医療専門学校 視能訓練士学科 学科長	令和7年4月01日～ 令和9年3月31日(2年)	—
鳥羽 茂	特定非営利活動法人 静岡県ボランティア協会 事務局長	令和7年4月01日～ 令和9年3月31日(2年)	①
大久保 武明	一期一会トータルケア株式会社 専務取締役(卒業生)	令和7年4月01日～ 令和9年3月31日(2年)	③
森山 綾子	医療法人社団 八洲会 介護医療院 誠和藤枝病院(卒業生)	令和7年4月01日～ 令和9年3月31日(2年)	③
増田 智美	学校法人中村学園 第一ひかり幼稚園 園長	令和7年4月01日～ 令和9年3月31日(2年)	③
水野 展子	静岡県視能訓練士の会 理事	令和7年4月01日～ 令和9年3月31日(2年)	③

※委員の種別の欄には、企業等委員の場合には、委員の種別のうち以下の①～③のいずれに該当するか記載すること。

(当該学校の教職員が学校側の委員として参画する場合、種別の欄は「—」を記載してください。)

①業界全体の動向や地域の産業振興に関する知見を有する業界団体、職能団体、地方公共団体等の役職員(1企業や関係施設の役職員は該当しません。)

②学会や学術機関等の有識者

③実務に関する知識、技術、技能について知見を有する企業や関係施設の役職員

(4)教育課程編成委員会等の年間開催数及び開催時期

(年間の開催数及び開催時期)

年2回 (7月、2月)

(開催日時(実績))

第1回 令和7年7月10日 14:45～16:15.

第2回 令和8年2月 5日 14:45～16:15

(5)教育課程の編成への教育課程編成委員会等の意見の活用状況

※カリキュラムの改善案や今後の検討課題等を具体的に明記。

福祉・介護分野の人材養成における産学連携には、カリキュラム上の実習、カリキュラム外のボランティア、そして、学生が主体的に企画し実行する各種の地域活動がある。教育課程編成委員には、日頃これらの活動において学生がお世話になっている施設や団体の方々になって頂いており、委員会では、これらの活動に対する率直な評価を伺うことができる。

委員の所属する施設へ就職した卒業生の様子やキャリアアップについてお話を伺うことで、在学中の教育プログラムに必要な内容についてもご意見を頂戴している。実習におけるICT化についてやコミュニケーション能力とプランニング力を高める教育を授業の中だけでなく、フィールドスタディに積極的に参加することで育成していく。

また、CANスカラシップの活動状況の報告をさせていただいている。高等学校との福祉体験授業や地域の社会福祉施設長様による特別講座など、学生が主体となって企画・運営している活動を複数実施することができた。N-Cap生の活動には良い評価をいただき、今後も活性化していくためのアイデアを頂戴した。これらの提案は、教職員間で共有し、養成校が向かう方向性を議論するとともに、学科の目指す姿として活かしている。

2.「企業等と連携して、実習、実技、実験又は演習(以下「実習・演習等」という。)の授業を行っていること。」関係

(1)実習・演習等における企業等との連携に関する基本方針

本コースでは、1・2年次における介護実習では、介護福祉士の資格を得るために必要な知識・技術を習得する目的で2年間に12週間行い、段階的に4回に分けている。

1年次の介護実習Ⅰは、利用者の暮らしや住まい等の日常生活の理解や多様な介護サービスの理解を行うことができるよう、様々な生活の場において個別のケアを理解し、利用者・家族とのコミュニケーションの実践、介護技術の確認、多職種共同や関係機関との連携を通じてチームの一員としての介護福祉士の役割について理解する学習とする。これらの実習を2回に分けて実施する。

2年次の介護実習Ⅱは、個別ケアを行うために個々の生活リズムや個性を理解し、利用者の課題を明確にするための利用者ごとの介護計画の作成、実施後の評価やこれを踏まえた計画の修正といった介護過程を展開し、他科目で学習した知識や技術を統合して、具体的な介護サービスの提供の基本となる実践力を学習する。これらの実習を2回に分けて実施する。

3年次には、社会福祉主事、社会福祉士受験資格を取得するために必要な「社会福祉現場実習」「相談援助実習」を行い、相談援助業務の社会福祉関係の各種機関・団体、施設における位置づけと相談援助業務の特徴について学ぶ。また、相談援助業務の価値と役割に関する認識を深め、これまで学んだ相談援助の理論と経験を活かし、個別支援計画の立案を行う。

実習指導は、実習要綱に基づき、現場の指導者と巡回教員が連絡・連携を取り合いながら、学生の指導を連携して行う。

(2)実習・演習等における企業等との連携内容

※授業内容や方法、実習・演習等の実施、及び生徒の学修成果の評価における連携内容を明記

1年次の介護実習Ⅰは、利用者の暮らしや住まい等の日常生活の理解や多様な介護サービスの理解を行うことができるよう、様々な生活の場において個別のケアを理解し、利用者・家族とのコミュニケーションの実践、介護技術の確認、多職種共同や関係機関との連携を通じてチームの一員としての介護福祉士の役割について理解する学習とする。また、学内で学んだ知識・技術に基づき利用者との人間関係を深め、働く現場を見つめ自己を振り返り、理解力・判断力を養う。1年次を2回に分けて実施する。

2年次の介護実習Ⅱは、個別ケアを行うために個々の生活リズムや個性を理解し、利用者の課題を明確にするための利用者ごとの介護計画の作成、実施後の評価やこれを踏まえた計画の修正といった介護過程を展開し、他科目で学習した知識や技術を統合して、具体的な介護サービスの提供の基本となる実践力を学習する。自己の技術・知識・態度の振り返り、人間と介護の本質を認識・追及しながらチームの一員として介護を展開する能力を養う。2年次を2回に分けて実施する。

3年次の社会福祉現場実習および相談援助実習は、学内では学習した「価値・知識・技術」の統合化を図るとともに、「使う」「実践できる」という段階に到達するためのものである。介護過程の実習とは異なり、直接学生が利用者に働きかけることに加え、法制度やボランティアなど、社会資源を活用し、利用者の環境に働きかける、また多職種連携や機関・団体との連携などを視野に入れながら、個別支援計画の立案に至ることを目的にする。

いずれの実習も、実習要綱に基づき、現場の指導者と巡回教員が連絡・連携を取り合いながら、学生の指導を協働する。

具体的には、PDCAサイクルを念頭に置き、学校での事前学習を踏まえた実習先でのオリエンテーションにはじまり、実習中は、指導者と教員が密に連絡を取りながら巡回訪問を行う。そして、実習後は、指導者の評価を踏まえた個別指導を経て、実習報告会を開催し、自らの成長を学生が自覚できるようにしている。

(3)具体的な連携の例※科目数については代表的な5科目について記載。

科 目 名	企業連携の方法	科 目 概 要	連 携 企 業 等
介護実習Ⅰ	3.【校外】企業内実習(4に該当するものを除く。)	医学概論で学んだ身体のしくみをさらに深め、人体の構造や機能の知識を理解した上で、根拠に基づいた適切な介護の展開ができる。	グループホーム小芝の家・小坂の郷デイサービスセンター・ホームヘルパーステーションしずおか・小規模多機能ホームまごころの家・特別養護老人ホーム楓の丘・介護老人保健施設エスコートタウン静清・誠和藤枝病院介護医療院・障害者支援施設百花園宮前ロッジ等107施設
介護実習Ⅱ	3.【校外】企業内実習(4に該当するものを除く。)	介護を行う上で心身機能と身体構造は、当然必要で理解しておかなければならない知識である。利用者の病態を正しく理解し、対応を知ることによって、安全でより充実した介護サービスが提供できるよう知識を深める。	特別養護老人ホームかけがわ苑・介護老人保健施設こみに・障害者支援施設光陽荘等81施設
社会福祉現場実習	3.【校外】企業内実習(4に該当するものを除く。)	介護実践に必要な知識という観点から、こころのしくみについての知識を養う。	高麗居宅介護支援事業所・長田地域包括支援センター・伝馬町横内地域包括支援センター・相談支援事業所サポートセンターみらいず・牧之原市社会福祉協議会・特別養護老人ホーム晃の園等91ヶ所
相談援助実習	3.【校外】企業内実習(4に該当するものを除く。)	喀痰吸引・経管栄養・救急蘇生の実施手順、留意点を理解し、安心・安全・安楽に基づいた技術を身につける。	高麗居宅介護支援事業所・長田地域包括支援センター・伝馬町横内地域包括支援センター・相談支援事業所サポートセンターみらいず・牧之原市社会福祉協議会・特別養護老人ホーム晃の園等91ヶ所

社会福祉経営論	1. 【校内】企業等からの講師が全ての授業を主担当	法学の基本的な理論と構造について学び、社会福祉専門職として法制度を活用できる基礎知識とする。	社会福祉法人 明和会
---------	---------------------------	--	------------

3. 「企業等と連携して、教員に対し、専攻分野における実務に関する研修を組織的に行っていること。」関係			
(1) 推薦学科の教員に対する研修・研究(以下「研修等」という。)の基本方針			
※研修等を教員に受講させることについて諸規程に定められていることを明記			
静岡福祉医療専門学校「研修に関する規定」			
制定:平成24年4月1日			
(目的)			
第一条 本学の教職員は、専修学校 専門課程としての社会的責務が果たせるよう、校訓と「建学の精神」に基づき、益々高度化する現代社会の変化に対応し、クリエイティブな精神を培い、広く国際社会に貢献できる人格の育成が可能となるよう、常に自らのスキルアップに努めなくてはならない。			
二 前項の目的を達成するため、学内研修の実施と学外研修の参加に関する規定を設ける。			

(2) 研修等の実績			
① 専攻分野における実務に関する研修等			
研修名:	介護福祉士国家試験合格のための教授方法研究	連携企業等:	一般社団法人専門職教育情報機構
期間:	令和7年8月15日	対象:	KJK加盟職員
内容	介護福祉士国家試験の出題傾向や対策について研究を行い、本学合格率100%維持へ、また実務者研修の国家試験対策授業に反映させる。		
研修名:	オレンジカフェ静岡(認知症カフェ)の実際	連携企業等:	社会福祉法人静和会
期間:	令和7年8月17日	対象:	指定なし
内容	毎月開催されている認知症カフェの取り組みの実際を見学、体験、情報交換		
研修名:	令和7年度 新任教員研修	連携企業等:	公益社団法人静岡県職業教育振興会
期間:	令和7年8月1日、4日、5日、6日、7日、8日	対象:	専修学校・各種学校新任教員
内容	専修学校・各種学校の歴史や法制度上の位置付け、教育方法や授業案作成などに関して、座学や演習・実習を交えて実践的に学ぶ。		

② 指導力の修得・向上のための研修等			
研修名:	発達支援スキルアップセミナー 第1回 発達障害・グレーゾーンの支援の基礎基本	連携企業等:	こども発達支援研修会事務局
期間:	令和7年4月6日	対象:	教育・福祉・キャリア, 管理職, 人事的な支援者など
内容	発達障害の特性や支援の基本を改めて確認するとともに、最新の支援動向を踏まえた具体的なアプローチについて理解し、実践できるようになる。		
研修名:	LD・学習困難の子どもたちへのアプローチ	連携企業等:	こども発達支援研修会事務局
期間:	令和7年4月25日	対象:	教育・福祉・キャリア, 管理職, 人事的な支援者など
内容	学習困難の背景にある要因を理解するとともに、子どもたちの強みを活かした具体的な学習支援スキルを習得し、実践できるようになる		
研修名:	看護教員と実習指導者の合同研修 発達障害及び発達障害が疑われるグレーゾーンな学生の理解と支援	連携企業等:	公益社団法人 静岡県看護協会
期間:	令和7年7月5日	対象:	看護教員、実習指導者等
内容	近年、発達障害かもしれないと思われる学生が増えている。このような学生を支援していくために、基本的な発達障害の知識と支援方法について学ぶ。		

(3) 研修等の計画		
①専攻分野における実務に関する研修等		
研修名:	介護福祉士国家試験合格のための教授方法研究	連携企業等: 一般社団法人専門職教育情報機構
期間:	令和8年8月14日	対象: KJK加盟職員
内容	KJK加盟職員との共有研究。担当【領域介護】 介護福祉士国家試験の出題傾向や対策について過去問や模擬問題の傾向を予測し、受講生や学生の合格率100%を目指す。また、前回から始まった「パート合格」について、情報共有を行う。	
研修名:	「外国人技能実習生」介護現場の実際について〔勉強会見学〕	連携企業等: 医療法人社団 凜和会
期間:	令和8年8月28日	対象: 指定なし
内容	凜和会は毎年フィリピンに出向き、複数の方を日本に迎え入れ、技能実習生として育成している。実際相当数の勉強会を実施しているとのことだが、日本語の定着や介護の実技指導、文化の違いについて等、勉強会の様子から介護現場の実情を知る。	
研修名:	第22回日本高齢者虐待防止学会静岡大会記念前日研修会『終わることのできる後見制度』	連携企業等: 公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート静岡支部
期間:	令和8年9月11日	対象: 司法書士、社会福祉士等
内容	成年後見制度の見直しに係る民法等の一部を改正する法律の概要の解説と市町村・都道府県における高齢者虐待防止への対応と養護者支援についての研修	
研修名:	セルフ・ネグレクトの方への支援のプロセス～ごみ屋敷・支援拒否の事例から学ぶ～	連携企業等: 一般財団法人 長寿社会開発センター
期間:	令和8年9月10日～10月13日 オンデマンド研修	対象: 介護・福祉専門職
内容	セルフ・ネグレクトの定義・概念を理解し、なぜ人はセルフ・ネグレクトに陥るのか、セルフ・ネグレクトのリスク要因、また、その心理的背景を学ぶ。さらに、事例を通じて、多職種連携等具体的な対応方法の学びも深めます。	
②指導力の修得・向上のための研修等		
研修名:	発達支援の理解を深める(第31回SUS/こども発達支援研究会)～園・学校でつい嘘をついてしまう子に支援者としてどのようにアプローチするか～	連携企業等: こども発達支援研修会事務局
期間:	令和8年8月7日	対象: 教育・福祉・キャリア、管理職、人事的な支援者など
内容	発達支援が必要な人が嘘をついてしまう心のメカニズムを紐解き、支援者として嘘を暴くのではなく「嘘を必要としない関係性と環境」の作り方を学ぶ。正直に話せたときの受け止め方や、失敗を恐れずに済む具体的な関わりの工夫などのアプローチ法を学ぶ。	
研修名:	『発達支援が必要な子への声かけ110～子どもの行動が変わる「言葉選び」と周囲への伝え方～』	連携企業等: こども発達支援研修会事務局
期間:	令和8年8月12日	対象: 教育・福祉・キャリア、管理職、人事的な支援者など
内容	発達支援が必要な人への具体的な声かけのポイントや、「伝える力」を高める極意を学ぶ。後半には参加者とのディスカッションも行い意見交換を行う。	
研修名:	発達支援の理解を深める(第33回SUS/こども発達支援研究会)～園・学校で書字に課題を抱えるお子さんをどう支援するか?～	連携企業等: こども発達支援研修会事務局
期間:	令和8年8月21日	対象: 教育・福祉・キャリア、管理職、人事的な支援者など
内容	書字のどこでつまづいているのかをアセスメントするポイントを学ぶ。その上で、補助具の選び方やマスの工夫、負担を減らすスモールステップの作り方、さらにはタブレットPCなどのICTを活用した代替手段の取り入れ方まで、具体的な支援アプローチ法を学ぶ。	
研修名:	「ステップアップ研修 授業に集中できない学生をどうするか? (特別支援の視点を踏まえた授業デザイン)」	連携企業等: 公益社団法人静岡県職業教育振興会
期間:	令和8年8月12日	対象: 静岡県職業教育振興会新任教員研修修了者
内容	日常的に教員が抱えている授業上の悩みや生成AIを活用した授業設計等に対応するための研修	
研修名:	「看護教員継続研修②看護教育における生成AIの具体的活用方法」	連携企業等: 公益社団法人 静岡県看護協会 (静岡県委託事業)
期間:	令和8年8月15日	対象: 看護教員
内容	生成AIを活用した看護教育における具体的活用方法を考える。	
研修名:	本人らしい生活をするために どうする? 地域との連携Ⅳ	連携企業等: 一般財団法人 長寿社会開発センター
期間:	令和8年9月10日～10月13日 オンデマンド研修	対象: 介護・福祉専門職

内容	地域で生活する高齢者が本人らしい生活を送るために、地域連携で何が必要か、どのように連携して支援ができるのかについての研修
4.「学校教育法施行規則第189条において準用する同規則第67条に定める評価を行い、その結果を公表していること。また、評価を行うに当たっては、当該専修学校の関係者として企業等の役員又は職員を参画させていること。」関係	
(1)学校関係者評価の基本方針 ・関連分野の代表者、卒業生の代表者(＝最も身近なプロフェッショナルとしての存在)に対し、本学の自己点検・評価について報告。 ・教育活動全般、学内施設・設備関係、広報的活動、財務等への専門的助言を得る。 ・教育の質を向上させ、教育の質を担保し、地域の人材ニーズに対応することで、卒業生及び卒業生の就職先(採用側)の満足度を向上させる。	
(2)「専修学校における学校評価ガイドライン」の項目との対応	
ガイドラインの評価項目	学校が設定する評価項目
(1)教育理念・目標	1. 教育理念・目標 ・「建学の精神」「校訓」に対する教員の理解、学生指導及び入学予定者への指導 ・プロフェッショナルを輩出することへの責務 ・高等職業機関として地域、社会への貢献 ・学科ごとの教育目標
(2)学校運営	1. 教育理念・目標 ・学生募集、学生の教育、職業人として輩出することへの組織な対応 ・的確な情報公開
(3)教育活動	2. 教育活動 ・教育目標に合致した職業教育の実施
(4)学修成果	2. 教育活動 ・学生が目指す分野への就職率 ・国家試験、各種検定試験における合格率
(5)学生支援	6. 学生生活支援 ・学生の日常生活指導 ・学校独自の奨学金制度 ・公的な奨学金制度利用についての指導
(6)教育環境	5. 施設・設備等 ・カリキュラム上必要な施設・設備の整備 ・施設・設備の的確な維持
(7)学生の受入れ募集	3. 学生受け入れ ・高等学校・生徒・保護者に対する広報の企画・運営 ・オープンキャンパスの企画・運営 ・時期ごとの目的明示 ・オフィシャルサイトによる情報発信
(8)財務	8. 財務 ・財務基盤 ・予算・収支計画の妥当性 ・適正な会計監査 ・財務に関する情報公開
(9)法令等の遵守	2. 教育活動 ・学生に対するコンプライアンス教育 4. 教職員組織 ・教職員のコンプライアンス研修 ・改正個人情報保護の学外・学内研修

(10)社会貢献・地域貢献	2. 教育活動 ・地域ボランティア活動 ・社会人向け講座(介護職員初任者研修、実務者研修)企画・運営
(11)国際交流	2. 教育活動 ・海外研修修学旅行における現地大学生との交流 ・同、福祉施設、教育施設、医療機関の視察、情報交換

※(10)及び(11)については任意記載。

(3)学校関係者評価結果の活用状況

学生生活の基本的な姿勢に関する指導に加え、授業内容の改善や実習方法の改善、そして就職指導に反映させている。また、外部委員の意見を今年度・来年度の教育活動その他の学校運営の改善等に活用する。

具体的には、学生の基礎学力や社会人としての常識マナーの低下が目立つという委員からの意見を踏まえ、ビジネス能力検定、もしくは社会人常識マナー検定を学生に義務化し、全教員で指導にあたるようになった。

(4)学校関係者評価委員会の全委員の名簿

名 前	所 属	任期	種別
鳥羽 茂	特定非営利活動法人 静岡県ボランティア協会事務局長	令和7年4月01日～ 令和9年3月31日(2年)	業界団体等の役員
白鳥 智美	学校法人 中村学園 第一ひかり幼稚園 園長	令和7年4月01日～ 令和9年3月31日(2年)	企業等委員
川崎 誠之	社会福祉法人 駿河会 特別養護老人ホーム晃の園 園長(卒業生)	令和7年4月01日～ 令和9年3月31日(2年)	卒業生
石間 洋美	一般社団法人 日本顧問介護士協会 理事長(卒業生)	令和7年4月01日～ 令和9年3月31日(2年)	卒業生
仲本 和弘	医療法人社団和絃会 やなぎだ眼科医院 事務長	令和7年4月01日～ 令和9年3月31日(2年)	企業等委員

※委員の種別の欄には、学校関係者評価委員として選出された理由となる属性を記載すること。

(例)企業等委員、PTA、卒業生等

(5)学校関係者評価結果の公表方法・公表時期

(ホームページ・広報誌等の刊行物・その他())

URL: <https://www.can.ac.jp/fukushi/info/information/>

公表時期: 令和8年3月31日

5.「企業等との連携及び協力の推進に資するため、企業等に対し、当該専修学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を提供していること。」関係

(1)企業等の学校関係者に対する情報提供の基本方針

教育方針、教育内容を公開することで産学連携の基礎をつくり、教育目標・教育内容と現場ニーズをマッチングさせる。その結果、地域の社会的認知を獲得する。

(2)「専門学校における情報提供等への取組に関するガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの項目	学校が設定する項目
(1)学校の概要、目標及び計画	1. 教育理念・目標
(2)各学科等の教育	2. 教育活動
(3)教職員	4. 教職員組織
(4)キャリア教育・実践的職業教育	2. 教育活動
(5)様々な教育活動・教育環境	2. 教育活動5. 施設・設備等
(6)学生の生活支援	6. 学生生活支援
(7)学生納付金・修学支援	6. 学生生活支援
(8)学校の財務	8. 財務
(9)学校評価	1. 教育理念・目標
(10)国際連携の状況	2. 教育活動（海外研修における交流・視察）
(11)その他	

※(10)及び(11)については任意記載。

(3)情報提供方法

(ホームページ)・広報誌等の刊行物・その他()

URL: <https://www.can.ac.jp/fukushi/info/>

公表時期: 令和8年3月31日

授業科目等の概要

#REF!

#REF!	分類			授業科目名	授業科目概要	配当年次・学期	授業 時数	単 位 数	授業方法			場所		教員		企業等との連携
	必修	選択必修	自由選択						講義	演習	実験・実習・実技	校内	校外	専任	兼任	
1	○			現代倫理	倫理学を基調として現代の青年たちに欠落している面を追及し、「全人教育」に向ける。「生きる」ことの意味を考察させることから、さらに「働く」ことの意味を考えさせる。	1通	60	4	○			○			○	
2	○			相談援助の基盤と専門職Ⅰ	相談援助の理論を基盤とした対人援助職の基礎的学習を行う。同時に、介護職の基本である多職種連携の重要性のもと、それぞれの役割と機能を考える。	1前	30	2	○			○			○	
3	○			チームマネジメント論	現場で起こりうる課題を題材にした事例を活用し、ケースメソッドによる学習を通して業務課題の発見や、リーダー・フォロワーの役割について自主的に考える。	1後	30	2	○			○				○
4	○			社会福祉概論	社会福祉全般にわたる概念や価値について学び、他の各論との接点を見出す。同時に、実践場面において、それらの概念や価値がどのように生かされるのかについて学ぶ。	1通	60	4	○			○			○	
5	○			老人福祉論Ⅰ	少子・高齢化の現状、要介護高齢者と家族の現状について学び、それらを支える法制度として、介護保険法の功罪について学ぶ。同時に、福祉・介護の仕事の基盤となる法制度について学ぶ。	1後	30	2	○			○			○	
6	○			障害者福祉論Ⅰ	障害観と自立観、障害者の実態について学び、それらを支える法制度として、障害者総合支援法の功罪について学ぶ。同時に、障害者政策をめぐる国際動向と障害者権利条約について学ぶ。	1後	30	2	○			○			○	
7	○			介護概論Ⅰ	介護の目的、機能、範囲を理解し、専門職業としての介護を理解する。利用者様の尊厳を支える介護、自立に向けた介護、介護サービスを理解する。	1通	60	4	○			○			○	
8	○			介護概論Ⅱ	介護福祉士を取り巻く状況、介護福祉士の役割と機能を支えるしくみ、介護従事者の倫理、介護における安全の確保とリスクマネジメント等の概念を明確にする。	2通	60	4	○			○			○	
9	○			チームケア論	最適なサービスが独善的にならず、総合的・包括的に提供されることの必要性を知り、そのために専門職、家族や地域が連携し、切れ目なく一体的に支援していくことの重要性を考える。	1通	30	2	○			○			○	

10	○		リハビリテーション論	リハビリテーションにおける尊厳を支える介護の考え方、自立に向けた介護展開方法を学ぶ。ICFの視点に基づいた利用者のアセスメントができる。	1通	30	2	○			○			○	
11	○		形態別コミュニケーション技術	人間関係の形成・障害への支援的対応・情報授受や保管に関する文章記録の技術、これらの側面に対応するコミュニケーション技術の必要性を学び、習得する。	2通	60	4	○			○		○	○	
12	○		生活支援技術（概論）	生活支援の内容と、支援が目指す生活の質を理解する。利用者を「生活者」としてとらえ、自立に向けた援助方法を学ぶ。	1前	30	2	○			○		○		
13	○		生活支援技術（住居）	生活者の自立に向けた快適で安全な住環境の整備に必要な知識、技術を身につける。それを実現する技術と方法や居住環境の整備を実現できる能力を養う。	2通	30	2	○			○			○	
14	○		生活支援技術（被服）	高齢者・障害者を「生活者」という観点で考え、被服生活を支援する上で必要な知識、技術を身につけ、介護の場面を想定し、実践力を身につける能力を習得する。	2前	30	2	○			○		○		
15	○		生活支援技術（調理）	高齢者・障害者の状況および介護者自身にあった栄養と調理について専門的知識・技術を身につけ、利用者の身体と心の健康づくりに役立て、潤いのある充実した食生活が創造できる支援者としての能力を養う。	2後	30	2	○			○		○		
16	○		生活支援技術Ⅰ（介護）	利用者の自立を目指した生活支援、潜在能力を引き出すとは何かを考え、安全・安楽を踏まえた基礎的な知識や技術、態度を習得する。	1通	60	4		○		○		○		
17	○		生活支援技術Ⅱ（介護）	障害のある要介護者の尊厳を保持し、生活の中でどのような困難を抱えているのかを見極める力を養う。同時に、障害そのものへの理解を深める。	2前	30	2		○		○		○		
18	○		レクリエーション論	レクリエーションの果たす役割を理解するとともに、具体的な方法や、コミュニケーションの基本を身につけ、レクリエーション支援者としての在り方を学ぶ。	1後	30	2	○			○		○		
19	○		レクリエーション活動援助技法	レクリエーションの提供を効果的に行うためのコミュニケーション技術や、ホスピタリティの構築方法を考えるとともに、実技を通じて計画作成能力・実践能力を身につける。	2前	60	4	○			○		○		
20	○		介護過程Ⅰ	介護計画の意義を考え、個別性・尊厳・倫理に基づいた介護過程の展開ができるよう、基本的な介護過程の構成、ICFに対する理解を深める。	1通	90	6	○			○		○		
21	○		介護過程Ⅱ	知識や技術を統合し、ニーズを捉える視点を養う。具体的な事例から、情報収集の展開、介護過程の実践的な展開を行い、評価・再アセスメントの重要性を考える。	2通	60	4	○			○		○		
22	○		介護総合演習Ⅰ（日本語表現）	介護実習を行ううえでの介護福祉士としての心構え、社会人としてのマナーを理解し、利用者の個別性を尊重した介護実践に発展できる能力を養う。	1通	30	2		○		○		○		

23	○		介護総合演習Ⅱ	介護福祉士としての自覚を促し、実習での経験を重ねながら、専門職に求められる資質や総合的な能力を習得する。	2通	90	6		○		○		○			
24	○		介護実習Ⅰ	さまざまな生活の場における個人の生活を理解したうえで、個別ケアを考え、コミュニケーションの実施、他職種協働を通じ介護福祉士としての役割について理解する。	1通	120	3			○		○		○	○	
25	○		介護実習Ⅱ	個別性理解のもと介護計画の立案・実施・評価を行う。具体的な介護サービス提供の基本となる実践力を養い、チームの一員として他職種連携の重要性を学ぶ。	2通	360	9			○		○		○	○	
26	○		発達と老化の理解Ⅰ	人間の成長と発達の観点から老化を理解し、各発達段階での発達課題、心身機能の変化の特徴に関する基礎的知識を習得する。	1前	30	2	○			○			○		
27	○		発達と老化の理解Ⅱ	老年期のある人の身体的・心理的・社会的側面の変化、特徴を理解し、高齢者を多面的に理解できる力を養う。「老い」や「死」について考え、自己の死生観・幸福感・老年観の確立に結びつける。	2後	30	2	○			○			○		
28	○		認知症の理解	認知症の医学的側面、種類、特徴、介護方法などの認知症に関する基礎知識を習得し、認知症の人の理解に結びつける。認知症を取り巻く環境、チームアプローチ、家族支援などの視点を養う。	1通	60	4	○			○		○			
29	○		障害の理解Ⅰ	障害のある人の心理や身体機能に関する基礎的知識を習得する。障害のある人の体験を理解し、本人のみならず家族を含めた周囲の環境にも配慮した介護の視点を学ぶ。＜概論＞	1後	30	2	○			○		○			
30	○		障害の理解Ⅱ	障害のある人の心理や身体機能に関する基礎的知識を習得する。障害のある人の体験を理解し、本人のみならず家族を含めた周囲の環境にも配慮した介護の視点を学ぶ。＜各論＞	2前	30	2	○			○		○			
31	○		からだのしくみ	医学概論で学んだ身体のしくみをさらに深め、人体の構造や機能の知識を理解した上で、根拠に基づいた適切な介護の展開ができる。	2前	30	2	○			○		○			
32	○		医学一般	介護を行う上で心身機能と身体構造は、当然必要で理解しておかなければならない知識である。利用者の病態を正しく理解し、対応を知ることによって、安全でより充実した介護サービスが提供できるよう知識を深める。	1前	30	2	○			○		○			
33	○		こころのしくみ	介護実践に必要な知識という観点から、こころのしくみについての知識を養う。	2後	30	2	○			○		○			

34	○		心理学	心理学理論による人の理解とその技法の基礎について理解する。人の成長、発達と心理との関係について理解する。	1 前	30	2	○			○		○	
35	○		医療的ケアⅠ	福祉領域の専門家である介護福祉士が、医療分野の理念や倫理を理解し、喀痰吸引・経管栄養についての基礎的知識を習得する。	1 後	60	4	○			○		○	
36	○		医療的ケアⅡ	喀痰吸引・経管栄養・救急蘇生の実施手順、留意点を理解し、安心・安全・安楽に基づいた技術を身につける。	2 前	30	2	○	△		○		○	
37	○		児童福祉論	社会福祉専門職として必要な児童福祉法関係の知識を身につけ、児童福祉をめぐる情勢を学ぶ。	2 後	30	2	○			○			○
38	○		地域福祉論	現在の社会福祉の基本理念である地域福祉の推進の意義と意味を理解し、社会福祉専門職として必要な地域福祉に関する法制度と地域福祉をめぐる情勢を学ぶ。	2 通	60	4	○			○			○
39	○		法学	法学の基本的な理論と構造について学び、社会福祉専門職として法制度を活用できる基礎知識とする。	2 後	30	2	○			○		○	
40	○		経済学	現代社会の経済の基本的構造を学ぶとともに、実際の経済の流れを示す教材を提供しながら、日々の生活と経済の関連を具体的にイメージできるようにする。	3 通	30	2	○			○		○	
41	○		社会福祉援助技術演習	社会福祉専門職として必要な基礎的な援助技術の方法に関する全体像を具体的に学ぶ	2 後	30	2		○		○		○	
42	○		福祉事務所運営論	日本の社会保障制度の公的な地域の窓口である福祉事務所の歴史と機能・役割と課題を理解し、生活保護を中心とした今後の社会保障のあり方に関して学ぶ。	3 前	30	2	○			○			○
43	○		社会福祉施設経営論	社会福祉施設の経営のあり方に関する歴史と理論を学び、競争原理のもと、措置から契約へと移行した施設経営の今後に関して学ぶ。	3 通	60	4	○			○			○
44	○		社会福祉現場実習指導Ⅰ	相談援助の実習を行うために必要な知識として、実習先の種別や機能、根拠法などについて学び、あわせて、相談援助の技術やプロセスなどについて学ぶ。	2 後	30	2	○			○		○	
45	○		社会福祉現場実習指導Ⅱ	相談援助の実習を行うために必要な知識として、実習先の種別や機能、根拠法などについて学び、実際に実習に行く実習先の概要と法的根拠、求められる相談援助の機能と技術について学ぶ。	3 前	30	2	○			○		○	
46	○		社会福祉現場実習	社会福祉関係の各種機関・団体、施設での相談援助実習をとおして、相談援助業務の実際と相談援助業務の特性について学ぶ。	3 前	120	3			○		○		○ ○
47	○		社会福祉行政論	社会福祉政策の基盤である行財政の基本を学ぶとともに、福祉系核の経緯と今後の展望に関して学ぶ。	3 後	30	2	○			○			○

48	○		家庭福祉論	児童が権利の主体であることを踏まえ、児童・家庭及び妊産婦の生活とそれを取り巻く社会環境について理解する。また、それらの方々の生活課題を踏まえた適切な支援のあり方を理解する。	3 後	30	2	○				○			○	
49	○		社会学	少子・高齢化や家族形態の変化といった社会の変動を社会学の観点から捉えるとともに、相談援助の対象者が抱える生活問題との関連に関して学ぶ。	3 後	30	2	○				○				○
50	○		社会調査の基礎	社会調査と相談援助の関連を学ぶとともに、相談援助における社会調査の実践的な活用する方法を学ぶ。	3 前	30	2	○				○				○
51	○		相談援助の基礎と専門職Ⅱ	定義、歴史、理念等ソーシャルワークの基本的な考え方や地域を基盤としたソーシャルワークを学ぶ。	3 前	30	2	○				○				○
52	○		相談援助の理論と方法	相談援助の理論の基礎となっている社会理論との関係を学び、また、さまざまなモデル・アプローチ、プロセス、面接技法、記録等の実践的な知識習得を目指す。	3 通	120	8	○				○				○
53	○		社会保障論Ⅰ	国民（住民）の生活を支える各種の社会保障の構造と内容について学ぶ。同時にそれが形成されてきた経緯について概観する。	3 前	30	2	○				○				○
54	○		社会保障論Ⅱ	社会保障をめぐる国内外の現状と課題を学ぶとともに、社会保障のあり方に関する複数の選択肢に関して学び、今後の社会保障のあり方を展望する。	3 後	30	2	○				○				○
55	○		老人福祉論Ⅱ	老人福祉法の基本理念を踏まえ、介護保険法以外の老人福祉関連政策の動向やそれらの関連について学ぶ。	3 後	30	2	○				○			○	
56	○		障害者福祉論Ⅱ	障害者福祉をめぐる国際動向を踏まえ、日本の障害者福祉の動向について学ぶ。そして、障害者権利条約に適合した日本の障害者福祉のあり方を学ぶ。	3 通	30	2	○				○			○	
57	○		生活保護制度	生活保護の原理・原則を踏まえ、日本と欧米の公的扶助の形成過程を学ぶ。そして、日本の生活保護の現状と課題を学び、今後の生活保護のあり方を展望する。	3 前	30	2	○				○				○
58	○		保健医療サービス	保健・医療をめぐる現状と課題を学ぶとともに、保健・医療と相談援助の関連を学ぶことをとおして、今後の相談援助のあり方に関する方向性を展望する。	3 後	30	2	○				○			○	
59	○		更生保護制度	更生保護をめぐる歴史を概観し、相談援助の新たな分野である更生保護と相談援助の関連を学ぶ。そして、これらの課題に関する今後の方向性を展望する。	3 後	30	2	○				○				○
60	○		権利擁護と成年後見制度	権利擁護に関する法制度の概要を学ぶとともに、権利擁護と相談援助の関連を学ぶことをとおして、相談援助の新たな役割について展望する。	3 前	30	2	○				○			○	
合計				67 科目			3350 単位（単位時間）									

卒業要件及び履修方法

授業期間等

卒業要件：	1) その科で履修した全ての科目について合格している。 2) 定められている資格・検定取得がクリアされている。 3) 入学から卒業までの全出席すべき日数の出席率が90%以上である。	1 学年の学期区分	2 期
履修方法：	講義・演習・実習	1 学期の授業期間	15 週

(留意事項)

- 1 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、主たる方法について○を付し、その他の方法について△を付すこと。
- 2 企業等との連携については、実施要項の3 (3) の要件に該当する授業科目について○を付すこと。